



「日本語ができる」ということ

国立大学法人静岡大学
学長 石井 潔

本学では、平成27年10月より理工系の大学院修士課程に日本語の能力がなくても学位取得が可能な英語コースを設けた。すでに英語中心の教育となっていた博士課程では研究者志向が強く学位取得後は帰国して母国で大学に職を求める学生も多かったが、この英語コースでは、博士号取得を目指す学生以外に、修了後日本での就職を希望する学生が一定数出て来たのが大きな特徴であった。このような傾向は、高い能力を持つ外国人を人材として活用することが求められている日本の現状に照らしてみれば、歓迎すべきことであろう。

しかし一昨年9月の一期生向けの就職先とのマッチングの過程で、一部の企業からは、「外国人、特に東南アジア・南アジア出身の理工系人材なら是非欲しいが、英語しかできないと不便なので日本語ができることが望ましい」という声が聞こえて来た。この「日本語ができる」という条件は、外国人材活用の大きな障害になりうるように思われるので、この点について少し私見を述べておきたい。

特に重要なのは、「日本語ができる」とは「日本語が話せる」という意味なのか「漢字仮名交じり文の読み書きができる」という意味なのかの区別である。前者の意味であれば、来日時に日本語能力ゼロの大学院生であっても、2年間日本で生活し、大学で開講されている日本語の授業を受ければ、多くの学生があまり複雑な話題でなければ「日本語ができる」状態にはなっている。会社に入って来た外国人と世間話まで全部英語でこなさなければならないのは辛いという感覚にはもったもな面もあるので、この意味で「日本語ができる」ことを求めるのは、それほど不当なことではないように思われる。しかし後者の意味だとすれば、漢字圏の学生以外にとってはかなり高いハードルとなる。具体的には「日本語でメールをやり取りできる」ことを求めるような場合であり、このレベルで「日本語ができる」学生は、日本語で大学教育を受けた学生に限定され、英語コースの学生がこの条件を満たすことは不可能である。

幸い、本学の場合は採用側のご理解もあり、英語コース修士一期生、二期生共に後者のような意味で「日本語ができる」ことを求められることなく、スムーズに職に就くことができたが、求められるべき日本語能力の基準の曖昧さが、能力ある外国人の採用を妨げることにつながらないように、以上私の気がついた点について一言述べさせていただいた。